

歴史ある参審制～ドイツ・リューベック市



私は、2005年11月、ドイツ連邦共和国のリューベック市において、参審員裁判の実情を調査する機会を得ました。リューベック市は、ドイツ北部のシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州にある人口20万人を超える都市で、かつてはハンザ同盟の中核都市として栄え、現在でも運河に囲まれた旧市街に美しい建築物を多く残した街です。ここに、州全体では4つある地方裁判所のうちの1つがあります。

裁判所の建物の入り口では、職員がガラス張りの部屋から出入りする人の様子を見ているのですが、裁判所職員だけでなく、当事者や証人として裁判所に来る人とも軽く挨拶の言葉を交わすだけで、所持品検査のようなものはありません。ドイツでも大きな都市の裁判所では、裁判所の中に入るために所持品検査がなされていますが、ここリューベックの

裁判所はまだまだのんびりした雰囲気です。

私が傍聴したのは刑事事件です。法廷の中で、裁判官や参審員が座る法壇が一段高くなっているところもあれば、床と同じ高さのところもあります。また、傍聴席の前に柵のある法廷もありますが、リューベックの多くの法廷は柵がなく、一つの部屋の後ろの方に椅子が並べてあるだけといった感じでした。自

ドイツ連邦共和国

シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州

Schleswig-Holstein

ドイツ北部に位置し、北海とバルト海二つの海に面し、3つの言語(ドイツ語と低地ドイツ語、デンマーク語、フリース語)が使用されるドイツで唯一の州。

リューベック市

Lübeck

850年以上の歴史がある古都。ハンザ同盟の盟主として繁栄し、その町並みの美しさは有名。運河に囲まれた旧市街地は1000以上の建物が文化財に指定されており、1987年にはユネスコの世界文化遺産として登録されている。



【法廷／裁判官席】



分達と同じ普通の人である参審員が法壇に座り、当事者席と傍聴席との間に仕切もないそのような法廷では、傍聴人も、離れたところからの「傍聴」というよりも、傍聴することで裁判に参加しているような気分になるのかもしれない。

事件の審理ですが、ドイツでは、参審員は事件記録（起訴状や証拠書類など）を事前に読まないことになっており、まさに法廷で直接聞いたことをもとに判断するという直接主義、口頭主義が徹底されています。したがって、一つの事件で何人も証人を調べることになるのですが、事前に記録を読み込んでいる裁判官がてきぱきと必要事項を尋問し（日本では証人尋問を請求した検察官や弁護人から尋ねる交互尋問方式がとられていますが、これとは異なっています。）、短い時間で能率良く証人調べが行われますから、多くの事件では1日か2日の期日で審理を終えることができていました。もちろん事実を争っている難しい事件では何日もかかることもあるそうです。

気になるのは、参審員の人たちの様子です。ドイツの参審員は、まず市や町で推薦名簿を作るのですが、ここでも大都市と地方都市では違いがあるとのことでした。大都市では個人の希望者が少なく、議会を構成する政党に

推薦を依頼するなど、市が参審員になる人を捜すのに苦勞することが多いのに対し、地方都市では、個人の希望者で名簿の作成が賄えるというのです。これは、新聞広告を載せたり、各種の団体に宣伝を依頼するなど、市が参審員を募集する広報活動を積極的に行っていることのほか、もともとリューベックのような地方都市では、市民は地元の市民であることに誇りを持っており、地域に貢献したいとの意識も強いからだとのことでした。

法壇の上に裁判官と参審員が並んで審理が行われ、証拠調べが終わった後、法廷の裏側にある合議室において結論を出すための評議が始まります。私が見たある評議では、まず主任裁判官（裁判長以外でその事件の記録を中心的に調査して裁判の原稿等を最初に作成する陪席裁判官）が事件の説明をしました。法廷で調べた証拠から認定できる事実と、この事実に法律をどのように適用するか、その結果として有罪と判断できるのであれば、量刑としてどの程度の刑が考えられるかを、問題になる点を指摘しながら話すのです。その後、裁判長が、その主任裁判官の話にコメントを加えたりしながら、参審員が理解しているかどうかを確認しつつ、意見を求めます。



【合議室】



この段階で参審員からの質問があって、これに対して裁判長が丁寧に説明していました。このような評議の方法は、裁判体によって多少の違いはあり、最初の説明が詳しい評議や簡単な評議、参審員の発言が多い評議やそうでもない評議など、裁判官や参審員の個性によっていろいろな場合があるようです。ただ、後に多くの裁判長の話を知ると、参審員も裁判官と同じ1票の評決権を持っているので、とにかく十分に理解して考えてもらわないといけない、だから、評議においてはとにかく時間をかけても丁寧に説明するよう心がけている、との点は皆さん同じように話しておられました。

このような参審員の職務について、参審員の方々からも話を聞く機会がありました。感想としては、裁判官と同じ評決権を持ってこれを行使するという仕事の重大性を感じながらも、「物事を両方の立場から見ることができて勉強になった。」「裁判に自分が加わるということにやりがいを感じた。」「今まで自分の知らない世界を見ることができて興味深かった。」など、参審員になって良かったというものが多かったのが印象的でした。裁判というものは内容が難しいのではないかという質問に対しても、「事実認定の問題については、自分たちは一般人として常識的な立場か

ら意見を言うつもりだし、それが職業としていつも事件を扱っている裁判官にとっても有意義なはずだ。法律的な問題は確かに難しいが、裁判官の説明である程度は理解できるし、裁判官を信頼しているから、裁判官から示される結論には納得できる。」という積極的なものでした。

長い歴史を持つドイツの参審員制度は、「国民の名において」（判決宣告の際に必ず前置きとして述べられる言葉）裁判をするための前提として当然のように受け入れられています。その裁判の様子を垣間見て、今後の日本の裁判員制度がどのように社会に根付いていくのだろうか、自分が裁判長になったらどのように評議を進めていくのだろうかと考えさせられました。

（判事 鹿野伸二）

＝ ドイツの参審制度 ＝

地方裁判所及び区裁判所で行われ、職業裁判官（地方裁判所では3人、区裁判所では1人）と参審員2人が合議体を形成して、犯罪事実の認定や量刑のほか法律問題についても判断する。評決は単純多数決（ただし、被告人に不利益な評決をするためには裁判官と参審員をあわせた3分の2以上の特別多数決）で行う。